

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月以降、A県B市所在の会社C工務店A支店（以下「事業場」という。）のリフォーム部門において、リフォームに関する設計、施工管理等の業務に従事していた。

平成〇年〇月〇日、被災者が朝起きてこないため、請求人が自宅寝室の様子を見に行ったところ、被災者は頭からビニール袋をかぶりホースでヘリウムガスを引き込み倒れている状態であった。直ちに救急車を呼んだが、被災者の体は冷たく、息をしていなかった。Dクリニック医師の死体検案の結果、直接死因は「窒息死」、死因の種類は自殺、死亡日時は平成〇年〇月〇日、午前4時頃（推定）であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は、深夜残業、休日出勤等の過重労働等に加え、Eの担当になってから営業効率が落ちて収入も減り、更に借金が膨らむ状況になったことによりうつ病を発病したと主張し、その発病時期については、小説等の単行本やそれまで録画したビデオなどを処分したり、自殺に使用したヘリウムガスをインターネットで購入するなどの行動から考えて、平成〇年〇月頃（少なくとも同年〇月〇日まで）であった旨主張する。

(2) 一方、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、意見書において、被災者は計画的に自殺に及んだものとの印象が強く、ICD-10診断ガイドラインに掲げられている精神障害の発病の有無は不明である旨判断している。

(3) そこで、当審査会は、被災者が自殺直前に精神障害を発病していたものと仮定して、厚生労働省労働基準局長が策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その内容については、決定書別添のとおり。）に基づき検討することにした。

(4) 被災者の精神障害発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

被災者には、発病前おおむね6か月の間に、認定基準別表1「業務による

心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」は認められない。

また、被災者の時間外労働時間数については、監督署長が認定した労働時間集計表によると、発病前6か月間において最も多い月で63時間42分とされている一方、請求代理人が被災者のパソコンのシステムログの記録等から算定したところによると、被災者には1か月当たりの時間外労働時間数が100時間を超える月がみられるところである。そこで、上記システムログの記録を含め、当審査会で提出されたすべての資料を精査するも、請求代理人の当該主張を裏付けるに足る客観的な資料を見出すことはできなかった。

さらに、請求代理人は時間外労働時間数の算定に当たっては、休憩時間を60分として計算すべきと主張するも、事業場の就業規則を確認したところ、当時、請求人が所属したリフォーム事業部の休憩時間は90分となっているほか、休憩時間が60分であることを裏付ける資料も存在しないことから、当該主張は認められない。

したがって、監督署長が認定した時間外労働時間数が妥当であり、これを超える時間外労働時間数が被災者にあったとは認められず、極度の長時間労働があったとは判断できない。

以上のことから、被災者には「特別な出来事」は認められない。

イ 「特別な出来事」以外について

(ア) 請求人は、平成〇年〇月頃から、被災者が営業成績が伸びないと

悩んでいた旨申述しており、報告事項においても、被災者の営業成績不振について記載がある。これを認定基準別表1に当てはめると、「ノルマが達成できなかった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するも、経験豊富な被災者にとって、これが大きな心理的負荷になっていたとは考え難く、営業成績不振によるペナルティが課せられたなどの事実も認められないことから、当審査会は、当該出来事の総合評価を「弱」と判断する。

(イ) 被災者が通常営業の他にE社の営業活動を任された件について、認定基準別表1に当てはめると、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当する。

しかし、E社の営業活動について、上司のFは「営業の立場からすれば、

顧客が決まっているのはやりやすいこと」と述べており、特定の営業先を決定されることが直ちに業務量増加に繋がるものとは認められず、当審査会は、当該出来事の総合評価を「弱」と判断する。

(ウ) 平成〇年〇月頃、被災者が取り付けたE社のシステムキッチンの棚の取り付けに不具合があり、顧客が足を負傷するという事故が発生した件については、認定基準別表1に当てはめると、「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。ただし、顧客の足の負傷の程度は、打撲程度の軽傷であり、後処理はすべて上司のFが対応し、被災者は直接対応していない。その一方で、被災者はこの出来事により、E社との関係悪化を懸念していたことが報告事項に記載されている。これらの事情を勘案し、当審査会は、当該出来事の総合評価を「中」と判断する。

(エ) 平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間について、所定休日である同年〇月〇日及び同月〇日に、被災者の手帳に記載があることから、連続勤務として検討すると、この出来事は認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する。ただし、認定基準において「中」と評価されるのは、平日の時間外労働ではこなせない業務量がある、休日に対応しなければならない業務が生じた等の事情により、2週間（12日）以上にわたって連続勤務を行ったとされているところ、請求人には当該事情は認められない。

したがって、当審査会は、当該出来事の心理的負荷の強度の総合評価を「弱」と判断する。

ウ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、決定書第2の2の(2)のオ及びカに記載するとおりであるため、これを引用する。

エ 以上を総合すると、当審査会は、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断する。

(5) 以上のことから、被災者が自殺前、仮に精神障害を発病していたとしても、業務による心理的負荷の全体評価は「中」となり、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとは認められない。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付を支給しない旨の処分は妥当

であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。